

鶴ヶ島市告示第139号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定による一定の資格要件の下に、建設工事の一般競争入札を下記のとおり執行するので、同令第167条の6及び鶴ヶ島市財務規則（平成4年規則第8号。以下「規則」という。）第111条の規定により告示する。

令和7年4月28日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

記

1 対象工事

- (1) 工 事 名 称 長久保小学校校舎屋上防水等改修工事
- (2) 工 事 場 所 長久保小学校（鶴ヶ島市脚折町四丁目12番地1号）
- (3) 工 期 議決日翌日から令和8年3月23日まで
- (4) 工 事 概 要 設計図書のとおり
- (5) 設 計 額 176,900,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）
- (6) 予 定 価 格 176,900,000円（消費税及び地方消費税額を除く。）
- (7) 最低制限価格 施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定する。最低制限価格は、事後公表とする。

2 入札参加形態

単体企業

3 入札に参加できる者の資格要件等

鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱（平成26年告示第209号。以下「要綱」という。）に基づく令和7・8年度の建設工事の登録を受けている者で、次に掲げる要件を備えている者であること。

- (1) この公告日から落札決定までの期間、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 鶴ヶ島市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱（平成18年告示第519号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 鶴ヶ島市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年告示第332号）に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

- (2) 埼玉県内に主たる営業所（主たる営業所とは本社をいう。）又は契約締結の委任を受けた代理人を置く支店・営業所等を有する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に基づく経営事項審査の建築一式工事に係る総合評定値が850点以上の者とする。

ただし、鶴ヶ島市内に主たる営業所（主たる営業所とは本社をいう。）又は契約締結の委任を受けた代理人を置く支店・営業所等を有する者は、建築一式工事に係る総合評定値が650点以上の者とする。

なお、総合評定値とは、本市の令和7・8年度の建設工事等競争入札参加資格審査に申請した数値とする。

- (3) 対象工事に、雇用関係のある監理技術者（下請けに出す金額が8,000万円未満の場合は監理技術者に代えて主任技術者）を配置すること。また、建設業法第26条（同法施行令第27条：請負代金の額が9,000万円以上のとき）に該当する工事の場合は、3か月以上雇用関係のある者を専任配置することができること。なお、専任配置については、鶴ヶ島市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領に基づく取扱いとする。
- (4) 埼玉県電子入札共同システムを利用して、電子入札が行える者であること。ただし、鶴ヶ島市電子入札運用基準（代表者等の変更手続中、電子入札の導入準備中等によるやむを得ない場合）に基づき、競争参加資格確認申請書の提出期限までに紙入札方式参加申請書を提出し、承認を受けた者はこれと同等とみなす。
- (5) 受注に当たっては、工事の一部を下請業者に発注しようとするとき又は建設資材業者との納入契約をしようとするときは、できる限り鶴ヶ島市内の業者を選定

するよう努めなければならない。

4 入札手続等

この入札は、鶴ヶ島市建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要領及び鶴ヶ島市電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システムを利用して執行するものとし、入札参加資格の審査を開札後に行う方式（ダイレクト入札）で行う。

(1) 競争参加資格確認申請書の提出

ア 提出期間 告示日から令和7年5月8日（木）午後5時まで

イ 提出方法 埼玉県電子入札共同システム利用

(2) 入札の方法及び入札書提出期間

ア 入札方法 電子入札

※入札金額の算出積算内訳書（任意様式）を添付すること。

積算及び受注に当たっては、最低賃金制度等の労働諸法令、建設業法等の関係法令を遵守すること。

※電子入札における提出ファイルの拡張子は、「.docx」、「xlsx」又は「.pptx」とすること。

イ 入札期間 令和7年5月15日（木）午前8時30分から
令和7年5月16日（金）午後5時まで

(3) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和7年5月19日（月）午前10時45分

イ 開札場所 埼玉県電子入札共同システムによる。

※開札時の立合いは要しない。

※1者のみの応札であっても入札は有効とする。

5 設計図書等の内容に対する質疑及び回答

(1) 質疑受付期間 告示日から令和7年5月9日（金）正午までに質疑

(2) 質 疑 方 法 埼玉県電子入札共同システム利用

(3) 回 答

ア 回答日時 令和7年5月13日（火）午後3時までに回答

イ 回答方法 埼玉県電子入札共同システム掲示

ウ その他

(ア) 市は、質疑があった場合のみ埼玉県電子入札共同システムにて回答する。

(質疑の有無は埼玉県電子入札共同システムにて確認できるため、質疑のなかった旨の連絡はしない。)

(イ) 入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

(ウ) 入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

6 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

7 入札の無効

鶴ヶ島市建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要領第16条に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

8 特に注意すべき事項

(1) 入札参加者は、規則、鶴ヶ島市建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要領、鶴ヶ島市建設工事請負契約約款、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加者心得、設計図書及び現場等を熟覧のうえ総価により入札しなければならない。

なお、これらの図書は、鶴ヶ島市ホームページ又は埼玉県電子入札共同システムにおいて閲覧することができる。

(2) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額（110分の100）を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書の提出と同時に、見積もった契約希望金額の算出に使用した入札金額の算出積算内訳書を提出すること。

9 入札の回数

入札の回数は1回とし、再度入札は行わない。

10 入札の公開

本入札は、一般に公開する。

11 落札候補者の決定

(1) 予定価格から最低制限価格までの範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者（最低制限価格未満の入札は失格とする。）とし、落札候補者の参加資格

を審査するため、落札決定を保留するものとする。

なお、同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、埼玉県電子入札共同システムによるくじにより落札候補者を決定する。

- (2) 落札候補者となった者は、提出の指示を受けた日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）以内に、一般競争入札参加資格確認申請書に次の書類を添付して、持参により市長に提出するものとする。

ア 配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）の資格者証等の写し及び雇用関係を証するものの写し

イ 最新の審査基準日の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

- (3) 一抜け方式を採用したときの事後審査は、先に開札した工事の落札候補者を落札者と決定する前に、当該落札者と仮定してその後開札した対象工事において落札候補者となる可能性が最も高い者を落札候補者とみなして行うものとする。

このため、一抜け方式とした工事の中で、2件目以後に開札した工事の事後審査の対象者は、先に開札した工事の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることをあらかじめ承知して事後審査に必要な資料を提出すること。

1 2 落札価格等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

1 3 落札者の決定及び周知方法

審査の結果、参加資格を満たすことが確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定し、埼玉県電子入札共同システムによりその旨を通知するとともに、鶴ヶ島市ホームページへの掲載及び総合政策部財政課において閲覧できるものとする。

1 4 契約保証金

落札者は、規則第94条及び鶴ヶ島市建設工事請負契約約款の規定に基づき、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、

規則第 9 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合は、契約保証金を免除するものとする。

1 5 支払条件

(1) 前金払

前金払は請負金額の 4 0 % の範囲以内とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 中間前金払

中間前金払（次の要件を満たしているときに限る。）は、請負金額の 2 0 % の範囲以内とし、1 万円未満の端数は切り捨てる。

ア 工期の 2 分の 1 を経過していること。

イ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

エ 当初の前金払が支出済であること。

(3) 残額の支払い

残額は、工事完成引渡し後に支払うものとする。

(4) 支払方法

支払方法は、鶴ヶ島市建設工事請負契約約款の規定による。

1 6 契約の時期及び効力の発生

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）の定めるところにより、鶴ヶ島市議会の議決に付さなければならない契約に該当するため、建設工事請負仮契約書を取り交わし、鶴ヶ島市議会の議決後に本契約として効力が発生するものとする。

なお、この仮契約が鶴ヶ島市議会で否決されたときは、仮契約は無効とし、市は一切の責任を負わない。

1 7 契約書の製本

契約書の製本は、落札者において市が指示する方法により行うものとする。

1 8 告示内容の変更

諸般の事情により、入札日等の変更が生じたときは、鶴ヶ島市ホームページにより対処するものとする。

19 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は規則、鶴ヶ島市建設工事一般競争入札（事後審査型）実施要領、鶴ヶ島市建設工事における現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱要領、鶴ヶ島市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領、鶴ヶ島市建設工事請負契約約款、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加者心得、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 本件の入札に関する問合せ先

鶴ヶ島市総合政策部財政課契約担当

電話：049-271-1111（内線 415・418） F A X：049-271-1190